

I 業務内容

(1) ハーグ国際私法会議での業務

私がハーグ国際私法会議で行った業務のほとんどは、いただいた課題をリサーチして Word や Power Point にまとめ、報告し提出する、ということでした。指導して下さった Marta 教授をはじめ、職員の方々が業務を親身にサポートしてくださいました。たとえば、課題の内容や背景の説明や、途中経過での相談、課題提出後のフィードバックをお願いすると、大変お忙しい中で本当に快く時間を割いて応じてくださいました。また、同じ分野の課題が他の切り口で他のインターンに出ていることも多かったので、業務中にインターン同士で相談、議論したりすることも多くありました。



(2) 課題の内容

私がいただいた課題は、日本や日本法を切り口とした、ハーグ国際私法会議が扱う様々な分野からのものでした。ハーグ国際私法会議には、3つの分野（国際家族法、国際民事訴訟法、国際商事金融法）のチームがあります。私がいただいた課題は大きなもので3つあり、①分野横断的に、アジア太平洋地域におけるハーグ国際私法会議の活動についての記事の加筆修正、②国際商事金融法の分野から、国際商事契約における準拠法合意に関する Hague Principle (http://www.hcch.net/index_en.php?act=conventions.text&cid=135) に含まれる争点の日本における議論のリサーチ、③国際民事訴訟法の分野から、国際裁判管轄、外国判決の承認執行に関する裁判例のリサーチ、でした。

具体的には、まず、①アジア太平洋地域におけるハーグ国際私法会議の活動についての記事の加筆修正では、前任以前のインターンの方々が書かれた記事をもとに、日本との関係性の強い活動や最近特に活発な活動の記述の割合を増やし、情報をアップデートしました。また、②準拠法合意に関する Hague Principle に含まれる争点の日本における議論のリサーチでは、まずは2015年3月に承認されたばかりの Hague Principle の内容を理解するためにコメンタリーや資料を読み、関連分野の書籍や、ネットやイントラで入手可能な文献を頼りに勉強することから始めました。そして、争点として Non-state law（非国家法）の準拠法適格や、Battle of forms（書式の戦い）のルールを取り上げてまとめました。最後に、③国際裁判管轄、外国判決の承認執行に関する裁判例のリサーチでは、管轄合意条約が EU の批准を契機に施行されたことや、外国判決の承認執行

も含めた Judgments project (http://www.hcch.net/index_en.php?act=text.display&tid=14) というプロジェクトの活動が活発化していたこともあり、多くの時間を使いました。内容としては、単発的な争点、たとえば、専属管轄と管轄合意の関係や、訴訟競合中の外国判決の承認執行の可否についてのリサーチにはじまり、より網羅的な、日本民訴法の国際裁判管轄、外国判決の承認執行の各条文の解釈問題のリサーチを行いました。

(3) 業務以外の活動

インターン期間中、業務以外にも、業務時間内に様々な活動に参加させていただきました。最も楽しかったことは、ハーグアカデミー (<https://www.hagueacademy.nl/>) に出席させていただいたことです。他のインターンと連れ立って森の中を 10 分ほど自転車を走らせて平和宮に通い、開講日は毎日 1 コマは出席していました。ハーグアカデミーには、国際公法・国際私法を志す世界中の学生や研究者、実務家の方が参加しており、参加者に混ざって受講し、受講前後に他のインターンやその場で知り合った方々と話すことは、大変得難い時間でした。また、ハーグ国際私法会議の Hague Principle に批判的な記事

(http://scholarship.law.duke.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=5913&context=faculty_scholarship) を書かれていた Ralf Michaels 教授による Non-State Law という授業が開講されており、他のインターンと、自分が扱っている課題にかかわるプロジェクトが毎回どのように批判されるのかと楽しみにしながら通いました。

ほかにも、ハーグには法律関係の国際機関が集中していることから、他の国際機関や、政府機関、法律事務所等を訪問する機会を与えていただきました。たとえば、職員の方の紹介で ICTY (旧ユーゴスラビア国際戦犯法廷、<http://www.icty.org/>) を訪問し、他のインターンと共に解説を聞き法廷傍聴をさせていただきました。また、日本大使館の職員の方も紹介していただき、辻在オランダ大使にお会いし、大使館職員の方々ともお話する機会をいただきました。さらに、このプログラムで McDermott Will & Emery ブリュッセル事務所に派遣されていた生川君と一緒に、ジャパンデスクを有するハーグの法律事務所に訪問することも認めてくださいました。これらの訪問についても、職員の方は、許可してくださるだけではなく、行きたいなら絶対に行くべきだと積極的に後押ししてくださいました。

II レポート

海外に旅行以外で滞在するということすら初めてだった私にとって、アパートメントを借りてオランダに住み、日本人のいない国際機関でインターンをした 2 か月は、本当に学ぶことばかりでした。

(1) 英語力について

まず、英語力に関しては、法律を扱う専門的な国際機関ということもあり、かなり不安が残る中での出発になりました。もっとも、1 対 1 での状況においては、街の人々やインターン先の職員の方々が、できる限り聞き取って会話を続ける、というマインドを持ってくださっていたおかげで、

げで、自分の能力のなさに心が折れつつも、完全に折れきることなく会話することができました。さらに、初めのうちは、国際私法分野の専門用語にかなり苦戦しましたが、第一に同じような単語や概念が繰り返し登場すること、第二に課題については性質上事前に調べて作成することができたことから、当初ほどの大変さは少しずつ減っていきました。

しかし、集団の中でのテンポのよい会話に切り込んで発言するということは全くできず、考えを表現できない、自分を出せないことでとても悔しく、情けない思いをしました。また、日本語で勉強したことがある分野であったり、日本の裁判例の解釈であったりと、暫定的であれ自分なりの考えを持っていることについては、比較的伝えやすかったのに対し、日本語での知識が全くない分野に関して、いきなり英語で人の意見を聞いて返答するということは非常に困難でした。したがって、理想としては、外国語での議論は外国語のまま理解することなのだと思います、私の語学力では現実的には日本語で入手可能な範囲で勉強して、議論の足がかりをできるだけ多くしておく必要があると感じました。

この経験から、私の今後の課題は、集団での会話に切り込んでいくための基本的な英語力と議論における英語の使い方を勉強すること、及び法律的な争点については日本語で入手可能な範囲で勉強する準備を怠らないことだと学びました。

(2) 国際機関でのインターンについて

世界中から集まる職員やインターンに囲まれて国際機関でインターンをした2か月間は、本当に楽しく刺激的で、輝いた日々でした。

このプログラム以前に私が何度か経験した国内でのインターンは、自分の力不足を痛感しながらも、似たようなバックグラウンドを持つ方に囲まれることが多く、日本語で法律を扱うという意味では食らいつきやすいものでした。これに対し、今回日本人が一人もいないばかりかアジア人が少数派であるうえ、既にある程度人間関係も出来上がっている状況に置かれたことで、法律という共通項はあれ当初はアウェイであると感じざるを得ませんでした。そのような環境において、私の語学力では自然と仲良くなるということは難しく、食事やイベントに誘ったり、質問や相談の体裁で頻繁にコミュニケーションを図ったりする努力が予想以上に必要でした。もっとも、職員の方々やインターンたちが業務以外でもフェアウェルなどのイベントに呼んでくださったり、気遣って話しかけてくださったりしたことにも助けられ、徐々に仲良くなることができました。特に仲良くなったインターンとは業務後にビーチでの花火を見に行ったり飲んだり、休日にアパートメントに招いて各国料理を作ったり、マーケットに繰り出したりするほどになり、最終的には大変楽しい時間を過ごすことができました。この体験によって、いかに自分が今まで楽な環境にいたことができたかを再確認し、日本国内で働き始めるうえでも大変勉強になりました。

それだけでなく、世界各国からそれぞれの夢を抱いて集まってくるインターンたちと共に過ごしたことは、とても貴重な経験でした。ほとんどのインターンは同じブースに個席を与えられたため、業務時間中に意見を交換し、昼食時や業務後もそのまま話し合うことが多くありました。特にヨーロッパ以外からのインターンは、現状ではヨーロッパを中心にルールが作られているこ

とを踏まえて自国の立ち位置について強い問題意識を持っていました。コンゴからのインターンがアフリカで法体系ごとにグループを作って発言権を高めたいと語り、シンガポールからのインターンが資源のないシンガポールをアジアのハーグ、つまり国際的な法律の中心地にしたいと話していたのが印象的でした。業務外でも、他のインターンとは多様なことからについて議論する機会があり、8月中旬には、自分の国では今回の日本の首相談話はこのように報道されているが村山談話との違いについてどう思うか、といったことを複数のインターンに非常に関心を持って質問され、意見を交換しました。優秀な彼らの中で、語学力も法律の能力も全く不十分な私は毎日情けなさいでいっぱいでしたが、彼らは決して私を疎外することなく、むしろ私が色々な活動に取り組むことをサポートし、後押ししてくれました。たとえば、ハーグアカデミーには授業のほかにゼミもあり、私がゼミにも出席してみたい、しかし授業はまだしも比較的少人数のゼミに参加するのは語学力的に不安だ、ということを漏らすと、“That’s why you should join it!”といって一緒に参加してくれたこともありました。このように、彼らは皆幅広い関心と自分なりの意見を持っていて、また彼らには周囲をポジティブに巻き込む力があり、目標は違っても自分もこうありたいと強く思いました。

また、ハーグには法律に関する国際機関が多く、私の滞在期間はハーグアカデミーも開講されていたこともあって、世界中から法律に関心のある人々が集まっており、ハーグという街でインターンをできたことも素晴らしい経験でした。同時期に ICC（国際刑事裁判所）でインターンをしていたルームメイトに助けられ、派遣先のインターン以外にも、世界中から集まった国際機関や大使館のインターンに数多く出会うことができました。法律に関心を持ち、積極的で奔放な同世代の人々と触れ合うことは、とても刺激になりました。また、ハーグで法律に関係した仕事や勉強をされている日本人の方々とも多くお会いすることができ、渉外的な案件にひるまない日本法の専門家になりたい、という現時点の自分の目標をどう実現していくかを考えるうえでも大変貴重な時間でした。

(3) 英語で日本法を扱うことについて

私が扱った課題はアップデート等を除けば日本の法律や裁判例の内容面に関するものが多かったのですが、私はロースクールでの勉強を足掛かりに、持参した日本語の基本書や現地で入手可能な英文文献で勉強するのと並行しつつ英語で取り組みました。

日本の法律や裁判例を英語で扱うにあたって最も困難だったのは、日本語を英語にすることです。取り組んですぐに、単語も1対1対応しておらず、判決の言い回しも直訳すると日本語以上に不自然な文章になることから、完全な直訳はできないということに気が付きました。その一方で、私は学部やロースクールで、判決の言葉や言い回しは一つ一つ意味を持ち得るもので、かつ複数の解釈があり得、それゆえ注意深く読むべきだと学んだので、私の感覚で安易に意識することは不適切だとも思いました。この要請のバランスをとることがとても難しく、最終的には定訳がないものについては可能な限り直訳に近い形で報告するよう努めました。

結果として、英文として相当不自然なレポートができあがったのですが、私の指導を担当してくださった Marta 教授は、一蹴することも、そこで受領して終わりにすることもせず、英語ネイティブであるシンガポール人のインターンと一緒に直して再提出する機会を与えてくださいました。この「一緒に直す」という作業は、インターンを通じて最も勉強になった業務でした。具体的には、まず、私の英文レポートをシンガポール人のインターンと同じ画面で見ながら、彼女から見て自然な英語かどうか、私から見て日本語の原文のニュアンスを変更していないかどうかを一文一文擦り合わせていきました。その際彼女は、私が拙い英語で何度も言い換えを試みてニュアンスを伝えようとするのを粘り強く聞いてくれました。次に、単なる言葉足らずなのか、私の文章が前提としている日本法の背景説明を補足する必要があるのかについても確認しました。ほぼ丸一日かけたこれらの作業を通じて英語で法律を扱うことの難しさを学ぶことができ、またお互いに納得できたときに共に喜ぶ嬉しさを味わうことができました。

この経験を通じて、今後は、外国語で自然に法律の文章を書くということを目指すのではなく、むしろ日本法とその実務をきちんと勉強したうえで、それらを英語にする際に内容を変えずに言い換えたり、説明を補足したりするのに困らない英語力を身に着けることを目標にしようと思いました。

英語で日本法を扱うことに関しては、日本の裁判例や議論に関する資料が基本的には日本語であるため、日本語を用いずにこれらの情報にアクセスすることがいかに困難かということも実感しました。ハーグ国際私法会議も他の国際機関と同様、公用語は英語とフランス語であり、そのため英語圏やフランス語圏の国々の判例や文献は翻訳なしで共有されています。また、職員の方の出身国の法についての情報は公用語で保存されやすい傾向にあり、たとえば中国出身の職員の方により中国法に関する情報は英文で多く共有されていました。これに対し、ハーグ国際司法会議には現在日本人の職員が一人もいません。少なくとも私が閲覧可能な範囲では、ハーグ国際司法会議が保有するデータベース内に、日本法に関する情報の量がとても少ないように感じる事が何度かありました。私はインターン中、日本法に関する英文論文や記事は、Web 上に公開されているもののほかは、ハーグ国際私法会議の蔵書でもある JAPANESE YEARBOOK OF INTERNATIONAL LAW といった紙媒体の雑誌上で探していました。その際も、少なくとも私が利用できた方法では、これらの雑誌上の情報は英語での検索可能性が高くなく、参照にひと手間かかるように感じられました。確かに職員の方々は、問題となる争点について日本法を確認する場合、その都度日本にいる教授や省庁の方々に照会することで正確な回答を入手されています。しかし、国際機関の職員の方が時間的な制約の中で各国法を把握するという膨大な作業を行う際に、仮に日本法も等しく参照する意思を有して取り組まれていたとしても、直接アクセス可能な情報が少ないことで、結果的に日本法が参照される頻度が減ってしまうのではないかと感じました。

(4) 最後に

以上の通り、私はこのプログラムによって、本当に多くのことを勉強させていただき、これから社会に出ていくにあたって大きな激励をいただいたと思います。私は帰国子女ではなく、海外で勉強した経験もなかったにもかかわらず、このような大変貴重なプログラムに参加させていただけたことに、本当に感謝の念が絶えません。大変お忙しい中ご尽力くださり、国際機関への派遣という重要な機会を私に与えてくださった岩村教授、神田教授、藤田教授の各先生方に厚く御礼申し上げます。また、この素晴らしい機会への参加を可能にしてくださった東日本旅客鉄道株式会社さま、旭硝子株式会社さま、住友商事株式会社さま、株式会社東芝さま、三井物産株式会社さま、および三菱商事株式会社さまにも、心より感謝申し上げます。さらに、司法試験の前後を通じて何度も多方面でサポートしてくださった事務局の小疇さま、ビジネスローセンターの方々に、厚く御礼申し上げます。最後に、自分なりに挑戦してみることによって多くを学ぶことができることを教えてくださった、学部及びロースクールのゼミの諸先生方にも、心から御礼申し上げます。今回の経験を生かせるよう、今後も精進して参ります。本当にありがとうございました。